ニ　為替予約取引（投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）第五十七条第二項に規定する為替予約取引をいう。）
ホ　預金
ヘ　コールローン
ト　親投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第十三条第二号ロに規定する親投資信託をいう。）の受益証券（当該親投資信託の受託者が権利者の運用財産の管理について受託する信託会社等であり、かつ、当該親投資信託の投資信託約款において投資の対象とする資産の種類がイからヘまでに掲げるものに限定されているものに限る。）
二　令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所に上場されているもの
4　第一項第十五号ロの「ファンド監査」とは、当該金融商品取引業者の所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この項及び次項において「協会規則」という。）に限り、協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあっては、金融庁長官の指定するもの）の定める要件を満たす外部監査をいう。
5　協会規則には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
一　外部監査の対象となる貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に関する事項
二　外部監査を行う主体に関する事項
三　外部監査の基準及び手続に関する事項
四　協会規則を変更する場合には、あらかじめその内容を金融庁長官に通知する旨
6　第一項第十五号ハの「監査報告書等」とは、第四項に規定するファンド監査を行った者が当該ファンド監査の結果を記載した書面（その写し及び電磁的記録を含む。）及び当該ファンド監査の対象となった貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類（電磁的記録を含む。）をいう。
第百三十四条第一項中「（以下この条」の下に「及び次条」を、「、次に掲げる事項」の下に「（第九号から第十一号までに掲げる事項にあっては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。）」を加え、同項に次の二号を加える。
九　当該運用報告書の対象期間における運用財産の運用の経過（運用財産の額の主要な変動の要因を含む。）
十　運用状況の推移
十一　当該金融商品取引業者等がその財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要
第百三十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「六月」の下に「（権利者（投資一任契約の相手方に限る。）が厚生年金基金又は国民年金基金である場合にあっては、三月。第五項第三号において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合において、基準日における当該運用財産に第九十六条第四項に規定する対象有価証券が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、同条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該投資一任契約の相手方に対し交付した当該投資一任契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は運用報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。
別紙様式第十二号を次のように改める。

別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係）　（日本工業規格Ａ４）

第　期事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）　年　月　日提出
商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名　印

1　業務の状況
(1)　登録年月日及び登録番号　年　月　日（　財務（支）局長（金商）第　号）
(2)　行っている業務の種類
(3)　苦情処理及び紛争解決の体制
(4)　加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体
(5)　当期の業務概要
(6)　株主総会決議事項の要旨
(7)　役員及び使用人の状況
①　役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤	名	名
総数				
うち外務員				

②　役員の状況

役職名	氏名又は名称	兼職の状況		代表権の有無
		商号	役職名	

(8)　営業所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名
計　店		計　名

(9)　株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
（その他　名）		%
計　名		100.00%